

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の一部改正(案)及び「[一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について]の細部取扱について」の一部改正(案)について

1. 背景

「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」の下に本年2月に有識者等を含めて「トラック産業に係る取組作業部会」を設置し、安全性、健全性を向上させるための参入や多層構造の弊害の解消等に向けての対策を検討したところです。

今般、同部会において検討した、「参入時基準の強化」の具体的措置として、①資金計画及び②損害賠償能力に係る許可基準の見直しを行うため、関係する通達を改正することとします。

2. 改正の概要

(1) 許可申請時において必要となる所要資金額の確保に関する基準の引き上げ等

- ・ 事業の安定的な経営を行う観点から、自己資金が所要資金の2分の1に相当する金額以上としていた基準を所要資金全額の確保をするよう引き上げる(「2分の1」という規定を削除)。
(また、車両費及び施設購入・使用料の項目については、保有するべきリース料等を「1ヶ年分の半額以上」としていたものを「6ヶ月分全額」にする等の措置を行う。)
- ・ 資金の調達方法について、法人については貸借対照表上の資産の部の「流動資産」(原則として「預貯金」)で審査することとします。(現行は純資産の部で審査。)

(2) 事業者が加入すべき任意保険等の保険金額に関する基準の引き上げ

事業者が事故発生時に確実な賠償を行い、被害者保護を図る観点から、加入すべき任意保険等の保険金額を被害者1名につき保険金額5,000万円以上から無制限に引き上げる。

3. スケジュール(予定)

公 布：平成25年10月

施 行：平成25年12月